

平成30年三条市議会第2回臨時会提出議案概要

議第 1 号 監査委員の選任について

(後日送付)

議第 2 号 動産の取得について

動 産 名	水槽付消防ポンプ自動車
動産の規格	I-B型 (圧縮空気泡消火装置付) 12 t
取 得 数 量	1 台
取 得 金 額	64,584,000円
契 約 者	新潟市東区材木町3番21号 新潟モリタ株式会社 代表取締役 大野嘉彦

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、改正したもの

【改正した条例】

三条市税条例
三条市都市計画税条例

【改正の内容】

1 三条市税条例の一部改正

- (1) 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、控除すべき額を法人税割額から控除する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (2) 法人市民税について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (3) 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合を、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする地方税法の改正が

行われたことに伴い、当該割合を2分の1とする規定の整備

- (4) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合を、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を4分の3とする規定の整備
- (5) 津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を3分の2とする規定の整備
- (6) 指定避難施設に附属する避難の用に供する指定避難用償却資産に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を3分の2とする規定の整備
- (7) 特定再生可能エネルギー発電設備のうち、水力を電気に変換するもので総務省令で定める規模以上のもの、地熱を電気に変換するもので総務省令で定める規模未満のもの及びバイオマスを電気に変換するもので総務省令で定める規模の範囲内のものに係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を3分の2とする規定の整備
- (8) 特定太陽光発電設備及び特定風力発電設備に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を4分の3とする規定の整備
- (9) 特定再生可能エネルギー発電設備のうち、特定水力発電設備、特定地熱発電設備及び特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のものに係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて

得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を2分の1とする規定の整備

(10) 改修実演芸術公演施設に対して固定資産税を減額する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(11) 平成30年度の税制改正に伴う法律を引用する規定等の整備

2 三条市都市計画税条例の一部改正

(1) 改修実演芸術公演施設に対して都市計画税を減額する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(2) 平成30年度の税制改正に伴う法律を引用する規定等の整備

専決処分日 平成30年3月31日

施行期日 平成30年4月1日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、改正したもの

【改正の内容】

1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げる。

2 国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、軽減判定所得の算定方法を次のように改める。

(1) 5割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を27万円から27万5千円に引き上げる。

(2) 2割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を49万円から50万円に引き上げる。

3 特例対象被保険者等の申告に当たって、納税義務者に提示が義務付けられる当該被保険者等に係る雇用保険受給資格者証等について、市長から提示を求められた場合に限り提示することとする規定の整備

専決処分日 平成30年3月31日

施行期日 平成30年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について
(平成29年度三条市一般会計補正予算)
補正額 60,634千円
補正後の額 50,746,818千円
専決処分した日 平成30年3月31日

報第 4 号 専決処分報告について
(平成30年度三条市一般会計補正予算)
補正額 35,067千円
補正後の額 46,425,067千円
専決処分した日 平成30年4月24日

◎ 法令及び条例に基づく報告事項

- 1 議会の委任による専決処分の報告について
- 2 私債権の放棄の報告について

平成 29 年度補正予算の概要（3 月 31 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、市道の道路標示に関する訴訟の終了に伴う弁護士費用や、寄附採納に伴う財政調整基金等への積立てについて、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額 : 50,686,184 千円	補正額 : 60,634 千円	計 : 50,746,818 千円
-----------------------	-----------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
寄附金	60,065	総務費	60,134
繰入金	569	商工費	500
計	60,634	計	60,634

(2) 補正予算の事業

① 財政調整基金費（財務課） 59,565 千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金を受け、財政調整基金に積み立てる。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 59,565 千円

② 交通安全対策費（環境課） 569 千円

【事業内容】

ゾーン 30 の設定の際に整備した路面標示の撤去等を求める訴訟の終了に伴い、代理人弁護士に対する弁護士報酬等を措置する。

【補正の内訳】

法律コンサルタント業務委託料 569 千円

③ 観光事業費（営業戦略室） 500 千円

【事業内容】

温泉保養交流施設等整備寄附金を受け、温泉保養交流施設等整備基金に積み立てる。

【補正の内訳】

温泉保養交流施設等整備基金積立金 500 千円

平成 30 年度補正予算の概要（4 月 24 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、新潟県知事の退職に伴い行われる新潟県知事選挙に係る準備及び投開票事務に要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：46,390,000 千円	補正額：35,067 千円	計：46,425,067 千円
---------------------	---------------	-----------------

歳入の補正		歳出の補正	
県支出金	35,067	総務費	35,067
計	35,067	計	35,067

(2) 補正予算の事業

① 職員人件費（人事課）	5,249 千円
② 県知事選挙費（選挙管理委員会事務局）	29,818 千円

【事業内容】

県知事の退職に伴い行われる県知事選挙に要する経費について措置する。

【補正の内訳】

時間外勤務手当	5,133 千円
投開票管理者・立会人等報酬	3,278 千円
投・開票嘱託員報酬	11,590 千円
ポスター掲示場設置等委託料	3,546 千円
庁用器具費	2,430 千円 ほか